

一般社団法人 三重県銀行協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県銀行協会(以下「本協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は主たる事務所を三重県津市に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は銀行業務の改善進歩を図り、銀行利用者の保護および利便向上、金融犯罪の防止、金融教育の推進等に関する活動等を実施することにより、一般経済の発展と市民生活の繁栄に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する会員、関係官庁その他との連絡
- 二 金融犯罪の防止および反社会的勢力等の排除を目的とする事業への参画
- 三 金融ならびに経済に関する調査および研究ならびに金融教育の推進
- 四 銀行に関する広報
- 五 他の金融機関および産業界との連絡
- 六 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡協調を密にするための施設の設置、運営
- 七 相談所の設置、運営
- 八 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

第 3 章 会 員

(会員の要件)

第5条 本協会の会員となることのできる者は、三重県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

- 第7条 新たに本協会の会員になる者は、第46条に規定する加入金を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会の承認を得た場合は加入金納付を免除することができる。

(会員資格の取得)

- 第8条 第6条の承認を得た銀行が加入金を完納したときは、理事は申込書に記載した事項を会員名簿に登録し、これを会員に通知しなければならない。
- 2 申込者は会員名簿の登録によって会員としての資格を取得する。

(会員名簿に記載した事項の変更)

- 第9条 会員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、会員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。
- 2 前項の通知があったときは、理事は、会員名簿に変更の記載をし、これを会員に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員である資格は次の事由によって喪失する。
- 一 退会の申し出、または整理のためにする休業
 - 二 第5条に記載した要件の喪失
 - 三 破産の宣告
 - 四 解散または合併による消滅
 - 五 除名

(会員資格の承継)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、会員の資格を承継することができる。
- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
 - 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
 - 三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により会員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
 - 四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該会員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により会員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該会員が指定する一の銀行
 - 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(退会)

第12条 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 経費分担金を納付しないとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 営業状態が危険と認められる事実があったとき
- 四 この定款、または手形交換等に関する規則もしくは総会の決議に違反したとき

(会員資格喪失の通知等)

第14条 会員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、会員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを会員に通知しなければならない。

(会員の権利喪失)

第15条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(調査および資料)

第16条 会員は本協会の依頼に応じて金融および経済に関する調査をし、また必要な資料の提出をしなければならない。

(賛助会員)

第17条 本協会に賛助会員を置くことができる。

入会については、総会の決議をもって別に定める基準による。

第 4 章 機 関

第 1 節 役 員

(役員の種類および定数)

第18条 協会には理事6名以上9名以内、監事2名を置く。

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事・監事の選任)

第19条 理事および監事は会員銀行の役職員、またはその他から総会においてこれを選任する。

(会長・副会長の選任)

第20条 会長、副会長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(常務理事の選任)

第21条 常務理事は、会員銀行の役職員以外の者から選任された理事の中から、理事会において選任することができる。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を組織し、定款および総会の議決にもとづき本協会の職務を執行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会長・副会長の職務)

第24条 会長は、本協会を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(常務理事の職務)

第25条 常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

- 2 常務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第26条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後においても、第18条に定める定数に満たなくなるときは、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。
- 3 役員に欠員を生じたときは、第18条から第20条の規定によりこれを補充する。ただし、第18条に定める定数を満たし、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、補充選任を行わないことができる。
- 4 補充により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の同意により解任することができる。

- 一 本定款に違反したとき
 - 二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき
- (役員の報酬等)

第28条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常務理事および社外監事には総会において別に定めるところの金額を報酬等として支給することができる。

第 2 節 総 会

(総会の構成)

第29条 総会は、全ての会員をもって構成する

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の種類)

第30条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、事業年度終了後3か月以内に開催する決算総会とする。

- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき

- 二 総会員の5分の1以上が、会議の目的を記載した書面にて請求したとき

(総会の招集)

第31条 総会は、開催日の一週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した通知を発して、会長が招集する。

- 2 総会に出席しない会員に書面による議決権行使を認める場合は、2週間前までに招集の通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第32条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるときは、出席した他の理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第33条 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。

(会員の議決権)

第34条 各会員の議決権は1箇とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する会員は、その決議に参加できないものとする。

- 2 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該会員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。
- 3 総会に出席しない会員は書面をもって議決権を行使することができる。
- 4 前2項の場合において、代理人または書面をもって議決権を行使した会員は、総会に出席した者とみなし定足数に算入する。

(総会の決議)

第35条 総会の決議は、法令及び定款に特段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもつてこれを決する。

2 総会の議長は会員としての議決権を有する。

(総会の付議事項)

第36条 総会は、次の事項を決議する。

第36条 総会は、次の事項を決議する。

一 事業報告および収支決算

二 会員の除名

三 理事及び監事の選任または解任

四 理事及び監事の報酬等の額

五 定款の変更

六 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会においては第31条の規定による通知に掲げる事項に限って決議するものとする。

(総会の議事録)

第37条 総会の議事については、法令に基づき議事録を作成し、議長および総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上が記名、押印し、10年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

第 3 節 理 事 会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、理事をもって構成し、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として、年2回開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事1人以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。

(理事会の招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に事故があるときは、他の理事がこれに当る。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

(理事会の議決)

第42条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決議する。

- 2 理事会の議長は理事としての議決権を有する。
- 3 第41条ならびに本条第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の権限)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 総会に付議する事項の決議
- 二 この法人の業務執行の決定
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 四 理事の職務の執行の監督

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 経費分担金

(経費負担義務)

第45条 会員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金および経費分担金)

第46条 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。

- 2 会員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 3 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第47条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- 一 加入金および経費分担金
- 二 事業に伴う収入
- 三 資産から生じる収入
- 四 寄附金品

五 その他の収入

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第49条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第50条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎会計年度開始前に、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第51条 本協会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

(総会資料の備付け)

第52条 理事は定時総会の日の1週間前から、会員の閲覧に供するため、次の書類を事務所に備えなければならない。

- 一 貸借対照表および財産目録
- 二 事業報告書
- 三 予算および決算書

(長期借入金)

第53条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度および会計年度)

第54条 本協会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第55条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 本定款は、理事または総会員の3分の1以上の発議によって総会の決議でこれを変更することができる。

- 2 前項の決議には総会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第 8 章 解 散

(解散)

第57条 総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(残余財産の処分)

第58条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総会員の4分の3以上の決議を得なければならない。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に關し必要な事項は、別に定める。

(資料の備置き)

第60条 事務所には、次の資料を常に備え置くものとする。

- 一 定款
- 二 役員名簿
- 三 会員名簿
- 四 事業報告書
- 五 収支計算書
- 六 正味財産増減計算書
- 七 貸借対照表
- 八 財産目録
- 九 事業計画書
- 十 収支予算書
- 十一その他必要な資料

2 前項に掲げる資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

(公告の方法)

第61条 公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することをもって行う。

第 10 章 雜 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第62条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等の法律に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は上田豪とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等の法律に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。